## 十勝川温泉観光開発計画

## 平成 30 年 4 月

北海道河東郡音更町

## 目 次

## 第1章 十勝川温泉観光開発計画について

第1節 計画の策定の考え方 ..... 1
第2節 取扱基準 ..... 2
第2章 音更町の現況 ..... 4
第1節 位置•地勢•気候など ..... 4
第2節 人口•世帯数 ..... 5
第3節 産業 ..... 7
第4節 観光 ..... 10
第5節 土地利用 ..... 12
第3章 十勝川温泉の現況と課題 ..... 14
第1節 人口及び世帯数 ..... 14
第2節 観光 ..... 15
第3節 地域の現況 ..... 16
第4節 交通 ..... 17
第5節 課題 ..... 18
第6節 各種関連計画 ..... 19

## 第1章 十勝川温泉観光開発計画について

第1節 計画の策定の考え方
1 計画策定の背景と目的
昨今，国は，観光を基幹産業へ成長させることで，国全体の経済成長のみならず地方創生の切 り札にしようとしている。
一方，観光ニーズは多種多様化しているため，本町の観光地である十勝川温泉においても，更 なる観光振興•発展のため，地域全体でこれに対応することが重要である。

十勝川温泉の市街地周辺は建築物の建築などが規制されている市街化調整区域であるが，都市計画制限による市街化の抑制を維持しつつも，地域全体の観光振興に寄与する施設の立地に対応 する必要がある。（本町や十勝川温泉を取り巻く背景の詳細は次章以下に記載のとおり。）

従って，都市計画法第34条第2号にいう「市街化調整区域内に存する鉱物資源，観光資源そ の他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物」に関する取扱基準を設け，観光資源の有効な利用上必要な観光関連施設の立地を許容することで，地域の秩序ある都市的土地利用の維持と観光振興との両立を図ることを目的に，ここに十勝川温泉観光開発計画を策定する。

2 計画の位置付けと策定の基本的な考え方
十勝川温泉観光開発計画は，本町が都市計画法第34条第2号の規定を運用するにあたって，当該施設がこれに適合しているものかを判断するための取扱基準として位置付けする。

当計画の策定にあたっては，「帯広圈都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」や「音更町総合計画」，「音更町緑の基本計画」といった上位計画に即するとともに，「十勝川温泉地域グ ランドデザイン」や「社会資本総合整備計画 十勝川温泉地区都市再生整備計画」，「音更町地域新エネルギービジョン」といった地域に関わる計画や構想の内容を反映させるもので，都市計画法だけでなく河川法や農業振興地域の整備に関する法律，農地法，森林法，建築基準法など各種関係法令の規定を踏まえたものとする。（地域に関わる上位計画やその他計画•構想の詳細に ついては第3章に記載のとおり。）

なお，当該施設の立地については，地域の観光振興を図る目的に即すると本町の観光担当部局 があらかじめ判断したものであることを，都市計画法上の許可申請手続にあたっての条件とする。

## 第2節 取扱基準

当計画において都市計画法第34条第2号の規定を適用する取扱基準については，次のとおりと する。

## 1 対象資源

当計画の対象とする観光資源は，温泉法第3条第1項の規定による掘削許可を得て，十勝川温泉の地域（以下「地域」という）で採取した温泉水（以下「温泉水」という。）とする。

## 2 対象区域

当計画における観光資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物（以下「当計画に おける建築物等」という）を建築し，用途変更し，若しくは建設することができる区域は，別添 の計画図に掲げる「観光区域」内とする。

## 3 施設の用途

当計画における建築物等は，温泉水を直接利用する施設又は地域の特性に配慮し調和ある発展 を図ることができる施設で，次のいずれかの用途に適合するものであること。
ただし，当該施設における管理のための住居部分を設ける場合は，その部分の延べ面積が
100 平方メートルを超えないもので，かつ，当該施設の住居以外の部分の延べ面積を超えない ものであること。
（1）宿泊施設
旅館業法第 3 条第 1 項の規定による経営許可を得たもの若しくは取得する見込みのある ホテル，旅館，民宿又はペンションであって，温泉法第15条第1項の規定による利用許可 を得て温泉水を利用するもの
（2）入浴施設
公衆浴場法第1条第1項にいう公衆浴場に該当する施設であって，温泉法第15条第1項 の規定による利用許可を得て温泉水を利用するもの
（3）料理飲食施設
一般食堂，すし屋，そば屋又はレストラン等であって，食品衛生法施行令第 35 条第 1 号 にいう飲食店営業に該当する店舗
（4）休惒施設
茶店又は喫茶店であって，食品衛生法施行令第35条第2号にいう喫茶店営業に該当する店舗
（5）土産物販売施設
観光物産店又は土産物店であって，特産物や地場産品の土産物を主として取扱う店舗
（6）土産物製造施設
（5）に揭げる施設で販売する特産物や地場産品の土産物の製造施設
（7）体験用施設
展示場又は資料館であって，観光や産業，物産等を紹介し，若しくは体験させるもの
（8）観光サービス関連施設
観光案内所，売店，公衆便所，休養施設，炊飯棟若しくは駐車場又はこれらの施設の管理 の用に供する建築物
（9）温泉供給施設
温泉水の採取施設又は温泉水若しくは温泉熱の供給施設
（10）観光農園
（9）に掲げる施設から供給された温泉水又は温泉熱を利用して農林産物を育成し，販売又は提供する施設で，主として地域の観光施設を利用する観光客を対象とするもの
（11）運動・レジャー施設
主として地域の観光施設を利用する観光客の利用に供する施設
（12）その他の施設
（1）から（111）までに掲げる施設以外で，観光資源の有効な利用上，町長が特に必要 と認めるもの
（13）従業員福利施設
（1）から（1 2 ）までに掲げる施設の従業員の社員寮又は託児所
（14）農用地，農地利用又は森林の規制
（1）から（1 3 ）までに掲げる施設は，原則として農業振興地域の整備に関する法律の規定による農用地区域内の農用地若しくは採草放牧地又は森林法の規定による地域森林計画の対象となっている民有林に立地するものではないこと。

また，立地予定地が農地法の規定による農地である場合には，同法第 4 条第 1 項又は第 5条第1項の規定による転用の許可を取得する見込みのあるものに限る。

4 計画期間
計画期間については特に定めを設けないが，社会情勢の大きな変化や新たな法律の制定等，計画の見直しが必要となった場合は，適宜見直しを行う。

5 その他
（1）当計画における建築物等は，音更町の観光担当部局との協議•調整において，地域の観光振興を図る目的に即するものと判断されたものであること。
（2）当計画における建築物等の形態は，周囲の環境と調和のとれたものであること。
（3）他の法令等の規制をうける場合は，これに適合するものであること。
（4）北海道及び音更町の土地利用計画上支障がないこと。

6 図面（別添）
（1）十勝川温泉観光開発計画 総括図
（2）十勝川温泉観光開発計画 計画図

## 第2章 音更町の現況

## 第1節 位置•地勢•気候など

－音更町は，北海道の東部，十勝平野のほぼ中央に位置し，南は十勝川を隔てて帯広市及び幕別町，北は士幌町，西は鹿追町及び芽室町，東は池田町に接している。
－地勢は概ね平坦であり，広さは東西方向，東西方向ともに約 23 km あり，総面積は
466．19kinである。
－気候は，四季の気温の差が激しい内陸性気候であり，夏は30度を超える日があるが，冬は氷点下 20 度を下回るなど寒さが厳しい。

また，秋には「十勝晴れ」と呼ばれる澄み渡った睛天の日が続く。

表 1－1－1 位置，広さ及び面積

| 位 置 |  | 広 さ |  | 面 | 積 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 東 経 | 北 緯 | 東 西 | 南 北 |  |  |
| $\begin{aligned} & 143^{\circ} \quad 02^{\prime} \\ & \sim 143^{\circ} \quad 22^{\prime} \end{aligned}$ | $\begin{gathered} 42^{\circ} \quad 55^{\prime} \\ \quad \sim 43^{\circ} 09^{\prime} \end{gathered}$ | 23． 2 km | 22．9km | 466 | 9kní |

表 1－1－2 気象（過去10年間，観測地：音更町駒場）

| 年 次 | 気 温（ ${ }^{\circ} \mathrm{C}$ ） |  |  | $\begin{gathered} \text { 日照時間 } \\ (\mathrm{hr}) \end{gathered}$ | 降 水 量 （mm） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 日平均 | 最 高 | 最 低 |  |  |
| 2008年（平成20年） | 6.4 | 32.8 | －26．6 | 1，842．2 | 565.0 |
| 2009年（平成21年） | 5．8］ | 32.2 | －24．8 | 1，910．0］ | 1，016．0 |
| 2010年（平成22年） | 7.0 | 34.5 | －28．0 | 1，886．3 | 1， 031.5 |
| 2011年（平成23年） | 6.6 | 33.5 | －24．2 | 2，051．0 | 819.0 |
| 2012年（平成24年） | 6.0 | 33.1 | －28．1 | 1，842．8 | 1，032．5 |
| 2013年（平成25年） | 6.3 | 33.3 | －26．7 | 1， 924.7 | 851.0 |
| 2014年（平成26年） | 6.6 | 37.8 | －25．9 | 2， 149.5 | 816.0 |
| 2015年（平成27年） | 7.2 | 35.7 | －26．7 | 2， 072.5 | 625.5 |
| 2016年（平成28年） | 6.4 | 33.1 | －24．4 | 1， 997.7 | 1，050．0 |
| 2017年（平成29年） | 6.3 | 36.2 | －29．1 | 2，121．0 | 789.5 |

図 1－1－1 音更町の位置


## 第2節 人口•世帯数

－十勝の中核都市である帯広市のベットタウンとしても順調な発展を遂げており，北海道内の町村では最大の人口を有している。

そのため，人口増加や産業規模拡大に伴ら都市的諸問題に対応するべく，帯広市，芽室町及び幕別町とともに帯広圈都市計画区域の指定を受け，都市の健全で秩序ある発展を目指している。 －本町の人口及び世帯数はおおむね増加傾向だったが，直近（平成 27 年）の国勢調査によると 44，807人，18，019世帯となっており，前回（平成22年）との比較では人口が減少し ている。

- 一世帯当たり人員は年々減少しており，平成27年には2．49人／世帯となっている。
- 住民基本台帳による平成 22 年度から平成 27 年度までの人口動態について，自然増減は 260 人の減で，社会増減はほぼ横ばいである。
本町における転出入の動向については，十勝管内からの転入が多いものの，道外及び札幌市へ の転出も多い。

表1－1－3 人口•世帯数の推移
各年10月1日現在

| 回 | 年 | 世帯数 <br> （世帯） | 人口（人） |  |  | 一世帯当たり <br> 人員（人） | 人口密度 （人／kin²） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 男 | 女 |  |  |
| 1 | 大正9年 | － | 10，000 | 5，322 | 4， 678 | － | 21.4 |
| 2 | 大正14年 | 1，881 | 11，002 | 5，779 | 5，223 | 5.85 | 23.6 |
| 3 | 昭和5年 | 2， 290 | 13， 697 | 7，184 | 6，513 | 5.98 | 29.3 |
| 4 | 昭和10年 | 2， 727 | 16， 358 | 8，473 | 7， 885 | 6.00 | 35.0 |
| 5 | 昭和15年 | 2， 666 | 16， 832 | 8，572 | 8，260 | 6.31 | 36.0 |
| 6 | 昭和22年 | 3， 481 | 20， 468 | 10， 221 | 10， 247 | 5.88 | 43.8 |
| 7 | 昭和25年 | 3， 662 | 21，893 | 11， 001 | 10， 892 | 5.98 | 46.9 |
| 8 | 昭和30年 | 4， 091 | 23， 850 | 11，994 | 11， 856 | 5.83 | 51.1 |
| 9 | 昭和35年 | 4， 520 | 23， 699 | 11，793 | 11，906 | 5.24 | 50.7 |
| 10 | 昭和40年 | 5， 223 | 23， 729 | 11， 708 | 12， 021 | 4.54 | 50.8 |
| 11 | 昭和45年 | 5，992 | 24，118 | 11， 691 | 12， 427 | 4.03 | 51.6 |
| 12 | 昭和50年 | 7， 484 | 26， 993 | 13， 092 | 13， 841 | 3.60 | 57.7 |
| 13 | 昭和55年 | 9， 184 | 31， 134 | 15， 160 | 15， 974 | 3.39 | 66.7 |
| 14 | 昭和60年 | 10，188 | 33， 970 | 16，531 | 17， 439 | 3.33 | 72.7 |
| 15 | 平成2年 | 10， 947 | 33， 977 | 16， 253 | 17， 724 | 3.10 | 72.9 |
| 16 | 平成7年 | 12，898 | 37，528 | 17， 784 | 19， 744 | 2.91 | 80.5 |
| 17 | 平成12年 | 14， 262 | 39， 201 | 18，538 | 20，663 | 2． 75 | 84.1 |
| 18 | 平成17年 | 16， 021 | 42， 452 | 20， 080 | 22， 372 | 2.65 | 91.1 |
| 19 | 平成 22 年 | 17， 660 | 45， 085 | 21，295 | 23， 790 | 2.55 | 96.7 |
| 20 | 平成27年 | 18， 019 | 44， 807 | 21， 080 | 23， 727 | 2． 49 | 96.1 |

資料：国勢調查
注）昭和 25 年以前は音更村（町制施行は昭和 28 年 7 月 1 日）。なお，大正 9 年は分村前の数値である。

表 $1-1-4$ 人口動態
（H22．4．1～H28．3．31）

| 移 <br> 動 <br> 状 <br> 況 | 転入 |  | 10， 640 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 転出 |  | 10， 663 |
|  | 社会増（転入一転出） |  | $\triangle 23$ |
|  | 自然増（出生－死亡） |  | $\triangle 260$ |
|  | その他（転出取消など） |  | 99 |
| 人口 増 減 計 |  |  | $\triangle 184$ |

資料：住民基本台帳

図 $1-1-2$ 音更町と他市町村間の人口移動状況（住民基本台帳 H22．4．1～H28．3．31）


## 第3節 産業

1 産業別就業人口
本町では，概ね平坦である地勢を生かし，大型機械を用いた大規模農業が基幹産業であるが，帯広市に隣接している地理的状況から郊外型商業施設の立地も多い。

平成27年においては，第三次産業の比率が全体の $67 \%$ と半数以上を占め，その中でも卸売業及び小売業の就業者の比率が $16 \%$ と最も多く，次いで医療及び福祉関係従事者が $14 \%$ と なっている。本町の基幹産業である農業の就業者の比率は，3番目に多い12 \％である。

表1－1－5 産業別，男女別15歳以上就業者数
（単位：人）


資料：国勢調査

## 2 農業

本町は日本有数の穀倉地帯であり，町の総面積の半分以上を占める耕作地に畑作を中心として酪農，肉用牛，野菜などが生産されている。中でも，小麦，小豆の平成 27 年産作付面積は日本一である。

総生産額や農用地面積，乳牛頭数などは，天候などの状況変化はあるものの，順調に推移して いる。

表 $1-1-6$ 農業の推移

| 年次 | 総 生 産 額（千円） |  |  | 農 用 地面積（ha） | 乳牛頭数 <br> （頭） | 農家戸数(戸) |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 農 産 | 畜 産 |  |  |  |
| 平成22年 | 20，444， 588 | 15，849， 497 | 4，595， 091 | 23， 279 | 8，956 | 713 |
| 平成27年 | 28，641， 380 | 22，370， 773 | 6，270， 607 | 23， 347 | 9， 033 | 673 |

資料：音更町農業概要

## 3 工業

町内に 2 か所の工業団地があり，食料品製造業を主体とした工場が立地しているなど，本町の主要産業である農業や農産物関連企業の工場が立地している。

表 $1-1-7$ 工業の概要
（各年12月末現在）

| 区分 | 平成22年 |  |  | 平成26年 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 事業所数 (ヶ所) | 従業員数 <br> （人） | 出荷額等 <br> （万円） | 事業所数 <br> （ヶ所） | 従業員数 <br> （人） | 出荷額等 (万円) |
| 総数 | 26 | 994 | 6，363， 357 | 23 | 991 | 6，354， 532 |
| 食料品製造業 | 10 | 755 | 5，945， 725 | 11 | 776 | 5，945， 268 |
| 飲料・たばこ・飼料製造業 | 2 | 26 | X | 2 | 15 | X |
| 繊維工業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木材•木製品製造業 | 2 | 61 | X | 2 | 56 | X |
| 家具•装備品製造業 | 1 | 4 | X | 0 | 0 | 0 |
| 印刷•道関連産業 | 2 | 37 | X | 2 | 37 | X |
| 化学工業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 石油製品•石炭製品製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| プラスチック製品製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 窒業•土石製品製造業 | 1 | 8 | X | 0 | 0 | 0 |
| 鉄鋼業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金属製品製造業 | 5 | 64 | 102， 358 | 3 | 67 | 77， 921 |
| 生産用機械器具製造業 | 3 | 39 | 66， 436 | 3 | 40 | 67， 466 |
| その他の製造業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

資料：工業統計調査
注）Xは統計法第14条で公表できない数値（総数には含まれている）

## 4 商業

帯広市や足寄，上士幌に通じる国道 2 4 1 号沿いに商業ゾーンが展開されており，大規模小売店舗が相次いで開店している。これらの店舗には，町内のみならず隣接市町からも買物客が訪れ ているなど，商圏が拡がっている。

表1－1－8 産業別 商店数•従業者数•年間販売額
（7月1日現在）

| 産業分類別 | 平成26年 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 商店数 (ヶ所) | 従業員数 <br> （人） | 年間販売額 （万円） |
| 総数（卸•小売業計） | 220 | 2，517 | 6，840， 500 |
| 卸売業 | 34 | 621 | 2，386， 300 |
| 小売業 | 186 | 1，896 | 4，454， 200 |
| 各種商品小売業 | 0 | 0 | 0 |
| 織物•衣類•身のまわり小売業 | 25 | 122 | 135， 800 |
| 飲食料小売業 | 51 | 801 | 1，460， 700 |
| 機械器具小売業 | 21 | 117 | 419， 800 |
| 自動車•自転車小売業 | 0 | 0 | 0 |
| 家具・じゅう器•家庭用機械器具小売業 | 0 | 0 | 0 |
| その他の小売業 | 81 | 838 | 2，405， 800 |
| 無店舗小売業 | 8 | 18 | 32，100 |

資料：商業統計調査

## 第 4 節 観光

## 1 観光入込客数

－近年の年間観光入込客数は約 130 万人から約 140 万までの間で推移しているが，宿泊客数及び宿泊客延数は逓減傾向にある。
－最近は外国人客の増加が目立っている。
表 1－1－9 観光入込客数の推移
（単位：人，人泊）

|  | 年度 | 昭和45年度 | 平成元年度 | 平成2年度 | 平成3年度 | 平成4年度 | 平成5年度 | 平成6年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 観光入込客数 |  | 538， 927 | 921， 210 | 1，052， 272 | 1，248， 569 | 1，251， 409 | 1，289， 964 | 1，364， 504 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | 道外客 | 177， 002 | 443， 485 | 500， 232 | 593， 875 | 591，609 | 554， 360 | 621， 652 |
|  | 道内客 | 361， 925 ： | 477， 725 | 543， 040 | 654， 694 | 659， 800 | 735， 604 | 742， 852 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | 日帰り客 | 213，184 | 354， 029 | 436， 645 | 569， 290 | 581， 947 | 632， 390 | 680， 695 |
|  | 宿泊客 | 325， 743 | 567， 181 | 615， 627 | 679， 279 | 669， 462 | 657， 574 | 683， 809 |
| 宿泊客延数 |  | 325， 743 | 583， 805 | 633， 706 | 699， 072 | 689， 052 | 676， 762 | 703， 805 |
| 外国人宿泊客延数 |  | － | － | － | － | － | － | － |


| 年度 |  | 平成7年度 | 平成8年度 | 平成9年度 | 平成 10 年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成 13 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 観光入込客数 |  | 1，382， 713 | 1，406， 235 | 1，398， 600 | 1，398，600 | 1，364， 900 | 1，369，500 | 1，331， 000 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 䛊 } \end{aligned}$ | 道外客 | 631， 086 | 693， 692 | 656， 400 | 656， 400 | 616， 400 | 597， 800 | 575， 700 |
|  | 道内客 | 751， 627 | 712， 543 | 742， 200 | 742， 200 | 748， 500 | 771， 700 | 755， 300 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | 日帰り客 | 709， 772 | 720， 905 | 731， 800 | 731， 800 | 730， 800 | 740， 700 | 703， 000 |
|  | 宿泊客 | 672， 941 | 685， 330 | 666， 800 | 666， 800 | 634， 100 | 628， 800 | 628， 000 |
| 宿泊客延数 |  | 693， 670 | 706， 570 | 687， 200 | 687， 200 | 646， 700 | 641， 300 | 640， 400 |
| 外国人宿泊客延数 |  | － | － | 4，800 | 9，110 | 11，487 | 18，511 | 21， 079 |


| 年度 |  | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 観光入込客数 |  | 1，263， 300 | 1，323， 900 | 1，398， 500 | 1，367， 300 | 1，391， 200 | 1，410， 500 | 1，331， 300 |
| 内 | 道外客 | 536， 100 | 493， 900 | 592， 900 | 554， 300 | 575， 200 | 590， 200 | 542， 300 |
|  | 道内客 | 727， 200 | 830， 000 | 805， 600 | 813， 000 | 816， 000 | 820， 300 | 789， 000 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | 日帰り客 | 856， 100 | 743， 400 | 830， 700 | 809， 000 | 851， 600 | 894， 000 | 839， 100 |
|  | 宿泊客 | 607， 200 | 580， 500 | 567， 800 | 558， 300 | 539， 600 | 516， 500 | 492， 200 |
| 宿泊客延数 |  | 619， 300 | 592， 100 | 579， 200 | 569， 500 | 550， 400 | 527， 000 | 502， 000 |
| 外国人宿泊客延数 |  | 21，449 | 19，125 | 29，167 | 58， 664 | 55， 119 | 50，613 | 48， 774 |


| 年度 |  | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 観光入込客数 |  | 1，329， 800 | 1，278， 300 | 1，276， 200 | 1，349， 200 | 1，363， 700 | 1，402， 500 | 1，403， 900 |
| $\begin{aligned} & \text { 内 } \\ & \text { 訳 } \end{aligned}$ | 道外客 | 319， 700 | 230， 000 | 245， 200 | 281， 000 | 333， 200 | 352， 400 | 359， 600 |
|  | 道内客 | 1，010， 100 | 1，048， 300 | 1，031， 000 | 1，068， 200 | 1，030， 500 | 1，050， 100 | 1，044， 300 |
| 内 <br> 訳 | 日帰り客 | 849， 800 | 838， 100 | 849， 400 | 915， 200 | 941， 600 | 984， 100 | 988， 900 |
|  | 宿泊客 | 480， 000 | 440， 200 | 426， 800 | 434， 000 | 422， 100 | 418， 400 | 415， 000 |
| 宿泊客延数 |  | 503， 000 | 463，500 | 451， 600 | 455， 600 | 442， 100 | 440， 800 | 433， 000 |
| 外国人宿泊客延数 |  | 37， 975 | 37， 843 | 30，261 | 38， 743 | 41， 902 | 47，249 | 73，891 |

資料：北海道観光入込客数調査報告書
注）平成 8 年以前と 9 年以降では調査方法が違う（調查地を十勝川温泉から音更全町に変更。数値を百人単位に四捨五入など）ため，数値は連続しない。

## 2 観光資源

- 音更のみならず道東を代表する観光地の一つとして十勝川温泉がある。
- 十勝川温泉は，国際的にも珍しい植物性モール温泉であり，北海道遺産にも指定されている特徴的な泉質を誇る。
－温泉地周辺はオサルシナイ丘陵，広域公園「十勝エコロジーパーク」，直径 18 m ある花時計（通称「ハナック」）を有する総合公園「十勝が丘公園」，緑地「十勝川水系河川緑地」な ど緑の多い自然環境となっており，展望台からは温泉街や十勝平野，夜間ライトアップされる十勝中央大橋などを眺めることができる。
－本町としては，温泉と緑を生かした観光産業の振興に努め，「美人の湯十勝川温泉」として，更なる発展を目指して地域ブランド確立に力を入れるとともに，人口減少や国内景気低迷，余暇活動の多様化に対応するべく，国内のみならず外国からの観光客誘致にも力を入れている。
- 十勝川温泉には9のホテル・旅館•民宿があり，約2，600人が宿泊可能である。
- 音更町内のほかの観光資源としては，家畜改良センター十勝牧場がある。同牧場は約 4，200haの敷地面積の中で牛，馬，羊を飼養しており，場内の白樺並木，施設群，草原風景が特筆される。


## 第5節 土地利用

－本町の平成 27 年時の土地利用は，地目別でみると最も多いのが畑の $49 \%$ で，以下，山林が $24 \%$ ，牧場 $12 \%$ ，宅地 $4 \%$ ，耕種地 $3 \%$ ，原野 $2 \%$ ，水田 $1 \%$ ，その他 $5 \%$ となっている。 －本町の土地利用を法規制上で見ると，その大部分が農業振興地域であり，市街地や家畜改良セ ンター十勝牧場，町有林を除き，ほとんどは農用地に指定されている。
－市街地は，音更，木野，十勝川温泉及び駒場の 4 つに分かれており，音更は行政の中心として，木野は帯広市のベットタウンとして，十勝川温泉は観光地として，駒場は十勝牧場に支えられて， それぞれ市街地形成が図られている。
－都市計画区域は，帯広市，芽室町，幕別町とともに，昭和45年に帯広圈都市計画区域に指定 されている。本町は，6，280haが都市計画区域に指定されている。
－帯広圈都市計画区域内は区域区分されており，平成27年現在で1，083haが市街化区域に， 5，197haが市街化調整区域に指定されている。
－市街化区域内で用途地域を指定しており，その内訳は住居系が 835 ha（約 $77 \%$ ），商業系 が 92 ha（約 $9 \%$ ），工業系が 156 ha（約 $14 \%$ ）となっている。
－十勝川温泉については，昭和 45 年に市街化調整区域に指定された後，市街地は改正前都市計画法第43条第1項第6号口の「既存宅地確認区域」として指定され，平成元年には市街地及び その周辺が都市計画法第 34 条第 2 号（観光資源などの有効な利用上必要な建築物など）の摘要 により開発行為などが可能となる区域として整理され，観光関連施設の建築が進められた。

その後，市街地は平成 18 年に市街化区域に編入されるとともに商業地域又は第一種住居地域 に指定されたが，市街地周辺は市街化調整区域のままである。

表 1－1－10 地目別面積
（各年1月1日）

| 年 次 | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | 牧場 | 原野 | 耕種地 | その他 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成 22 年 | 46,609 | 502 | 22,777 | 1,703 | 11,026 | 4,708 | 1,062 | 1,601 | 3,230 |
| 平成 27 年 | 46,602 | 512 | 22,835 | 1,745 | 10,985 | 5,700 | 1,030 | 1,611 | 2,184 |

資料：市町村税概要

表1－1－11 市街化区域及び市街化調整区域面積の変遷

| 都市計画決定 |  | 市街化 <br> 区 域 | 市街化調整区域 | $\begin{gathered} \text { 備 } \quad \text { 考 } \\ (\bigcirc: \text { 市街化区域編入) } \\ (\boldsymbol{\Delta}: \text { 市街化調整区域編入) } \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 告示年月日 | 告示番号 |  |  |  |
| 昭和45年12月28日 | 北海道告示第3111号 | 481ha | 5，799ha | 当初決定 |
| 昭和52年10月15日 | 北海道告示第3119号 | 495ha | 5，785ha | ○（柏寿台，木野） |
| 昭和58年4月28日 | 北海道告示第863号 | 670ha | 5，610ha | ○（雄飛が丘，東栄，緑陽台，柳町北，宝来，共栄） |
| 平成2年9月17日 | 北海道告示第1304号 | 748ha | 5，532ha | ○（むつみ，緑陽台南，北蘭，新泉，北開進，共栄東，共栄西，開進東） （大橋） |
| 平成4年10月16日 | 北海道告示第1628号 | 756ha | 5，524ha | ○（開進西） |
| 平成5年3月26日 | 北海道告示第442号 | 759ha | 5，521ha | ○（開進西） |
| 平成6年3月29日 | 北海道告示第470号 | 778ha | 5，502ha | ○（開進西，共栄台） |
| 平成9年3月28日 | 北海道告示第460号 | 855ha | 5，425ha | （北蘭，北明，緑陽台北，高速道IC物流団地） |
| 平成10年3月31日 | 北海道告示第461号 | 903ha | 5，377ha | $\bigcirc$（南宝来） |
| 平成12年3月31日 | 北海道告示第569号 | 931ha | 5，349ha | ○（すずらん台） |
| 平成15年3月28日 | 北海道告示第499号 | 957ha | 5，323ha | ○（共栄） |
| 平成17年3月29日 | 北海道告示第244号 | 963ha | 5，317ha | ○（宝来本通） |
| 平成18年3月31日 | 北海道告示第311号 | 1，018ha | 5，262ha | ○（開進，開進西，温泉） |
| 平成20年3月28日 | 北海道告示第217号 | 1，027ha | 5，253ha | ○（音更東通） |
| 平成22年4月6日 | 北海道告示第302号 | 1，034ha | 5，246ha | ○（北開進） |
| 平成23年3月29日 | 北海道告示第216号 | 1，083ha | 5，197ha | ○（北明台，希望が丘） |

表1－1－12 用途地域（平成 2 3 年 3 月 2 9日音更町告示第 65 号）

| 種類 | 面積 <br> （ha） | 建蔽率 <br> （\％） | 容積率 <br> （\％） | 外壁後退距離限度 <br> （m） | 敷地面積最低限度 <br> （m） | 高さ <br> 限度 <br> （m） | 割合 <br> （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第一種低層住居専用地域 | 242 | 40 | 60 | － | － | 10 | 22.4 |
| 第二種低層住居専用地域 | 18 | 40 | 60 | － | － | 10 | 1.7 |
| 第一種中高層住居専用地域 | 82 | 60 | 200 | － | － | － | 7.5 |
| 第二種中高層住居専用地域 | 258 | 60 | 200 | － | － | － | 23.8 |
| 第一種住居地域 | 222 | 60 | 200 | － | － | － | 20.5 |
| 第二種住居地域 | 13 | 60 | 200 | － | － | － | 1.2 |
| 近隣商業地域 | 62 | 80 | 200 | － | － | － | 5.7 |
| 商業地域 | 30 | （80） | 400 | － | － | － | 2.8 |
| 準工業地域 | 59 | 60 | 200 | － | － | － | 5.5 |
| 工業地域 | 97 | 60 | 200 | － | － | － | 9.0 |
| 合 計 | 1，083 |  |  |  |  |  | 100.0 |

注）商業地域の建蔽率は各法令の定めによる。

## 第3章 十勝川温泉の現況と課題

## 第1節 人口及び世帯数

1 人口及び世帯数の動向について
－当計画を策定する区域を含む温泉地区（温泉，旭，東旭の 3 行政区）において，平成 22 年度と平成 27 年度を比較すると，人口及び世帯数はともに減少している。
－人口及び世帯数の直近の動態を町内全域と比較すると，人口の減少率は温泉地区の方が高い。 また，世帯数については全域が増加しているのに対して温泉地区は減少している。
－一世帯当たり人員数では，温泉地区は 2 人以下となっており，全域のものより低い。これは，観光施設を勤務先にしている世帯が多く，観光施設事業者が整備している寮や社宅に入居して いる世帯が多いためと考えられる。
－市街地は平成 18 年 3 月に市街化区域に編入されたが，その後も人口や世帯数は減少し，住宅着工件数も伸び悩んでいる。これは，編入地区の大部分を既成市街地や宿泊施設が占めてお り，新たな定住者の受け皿となる新規住宅地がないことや，本町の市街地よりも近い幕別町札内の市街地からの通勤者がいることも一因に考えられる。

表2－1－1 人口•世帯数の推移
（翌年3月31日）

| 年 度 |  | 平成17年度 | 平成 22 年度 | 平成27年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 䘑 | 人口（人） | 518 | 469 | 408 |
|  | 世帯数（世帯） | 274 | 255 | 238 |
|  | 一世帯当たり人員数（人／世帯） | 1． 89 | 1.71 | 1． 84 |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 町 } \\ & \text { 内 } \\ & \text { 域 } \end{aligned}$ | 人口（人） | 43，129 | 45，600 | 45， 211 |
|  | 世帯数（世帯） | 17， 243 | 19， 169 | 19， 932 |
|  | 一世帯当たり人員数（人／世帯） | 2.50 | 2.38 | 2.27 |

資料：住民基本台帳

表2－1－2 温泉地区内住宅着工戸数
（単位：戸）

| 年度 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 着工戸数 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 5 |

音更町建築住宅課調ベ
注）この調査にいう「温泉地区」とは，観光開発計画上の観光区域や行政区上の温泉地区とは一致しない。

## 第2節 観光

## 1 観光資源

- 十勝川温泉の観光資源としては，第一に温泉が挙げられる。
- 十勝川温泉の市街地には宿泊施設が多くあり温泉街を形成している。
- 十勝川に架かる十勝中央大橋は，夜間のライトアップなど，地域の魅力を高める景観資源の
- つである。
- 市街地周辺の河川や公園，農地，山林などの緑の多い環境が景観資源となっている。
- 十勝川温泉アクアパーク横にある十勝川護岸（通称「白鳥護岸」）には，冬になると白鳥が飛来し，観光資源の一つになっている。


## 2 観光施設の現況

－市街地中心部にあるガーデンスパ十勝川温泉には，観光案内所，水着着用温浴施設，飲食店，地場産品加工体験工房，屋外イベントプラザ，芝生広場などの観光客向けの施設のほか，バス停，駐車場，24時間トイレといったドライバーなどの休憩施設がある。
－十勝が丘公園にはハナック（直径 18 m の花時計）があり，多くの観光客が訪れる。また，

- 般道道十勝川帯広自転車道線の起点となっている。
- 市街地の北方のオサルシナイ丘陵南端には十勝が丘展望台がある。ここからは十勝川や温泉街のほか，広大な十勝平野や雄大な日高山脈を望むことができることから，十勝シーニックバ イウェイ「トカプチ雄大空間」のルートにも指定されており，期間限定でシーニックカフェが出店している。
－市街地の東方には，ピクニック広場やキャンプ場，コテージといったレクリエーション施設 を有する北海道立公園十勝エコロジーパークがあり，幕別町エリアの千代田新水路周辺や池田町エリアの千代田堰堤を含めた大規模な施設となっている。
－オサルシナイ丘陵にはゴルフ場が 2 ヶ所あり，十勝川温泉の宿泊客も利用している。


## 第3節 地域の現況

1 土地利用の経緯と現況
－地域は昭和 20 年代から宿泊施設などが立地している市街地とその周辺の農地や山林，低未利用地からなる。
－市街地の多くは宿泊施設系の土地利用で，その駐車場などの関連施設を含めると市街地に占 める割合は大きい。
－昭和 45 年に市街化調整区域の指定を受けた後，ホテル・旅館などの施設は「観光資源の有効な利用上必要な建築物」として都市計画法第 34 条第 2 号の適用を受けたり，改正前都市計画法第 43 条第 1 項第 6 号口の既存宅地確認制度や既存建築物の増改築といった手続を活用 したりして，施設の建て替えや更新を進めていた。
－平成18年には既成市街地部分の約 34.6 haが市街化区域に編入された。同時に指定され た用途地域の内訳は，商業地域が 28.0 ha （約 $81 \%$ ），第一種住居地域が 6.6 ha（約 $19 \%$ ） となっている。
また，温泉街としてふさわしいまちづくりを進めるため，市街地全域に十勝川温泉地区地区計画が決定されている。

- 市街地には宿泊施設の従業員の社宅や寮が多く町営住宅もある。また，店舗併用住宅も多い。
- 市街地の中心にはガーデンスパ十勝川温泉がある。ここは，主要道道帯広浦幌線の通行車両 の休㮩地にもなっている。
－地域主導のもと，「十勝川温泉地域グランドデザイン」の検討を通じて現状調查や課題把握， エリア別提案が行われている。

2 都市施設の整備状況
－十勝川温泉の東には広域公園の都市計画公園「9•7•1＋勝エコロジーパーク」が整備さ れており，全体面積は約 409.2 ha（音更町域約 80.8 ha ）である。
－十勝川温泉の北には総合公園の都市計画公園「5•5•102十勝が丘公園」が整備されて おり，面積は約 10．1 haである。
－十勝川温泉の南には都市計画河川の十勝川がある。この区域の大部分には都市計画緑地の十勝川水系河川緑地が重複決定されており，全体面積は約1，515．1ha（音更町域約
629.3 ha）となっている。
－十勝川温泉の市街地とその周辺約 100 haは音更公共下水道の十勝川温泉処理区となってお り，管渠や処理施設が整備されている。

3 公共公益施設の整備状況
－十勝川温泉の市街地中心部の主要道道帯広浦幌線沿道には，十勝川温泉中心市街地再生事業 により整備されたガーデンスパ十勝川温泉のほか，十勝ネイチャーセンターがある。

- 市街地の東には北海道立公園として十勝エコロジーパークが整備されている。
- 市街地やその近傍には十勝川温泉消防会館，帯広警察署十勝川温泉駐在所及び十勝川温泉郵便局がある。
- 市街地北の集会施設には十勝川温泉湯の里会館がある。
- 市街地南東には町営住宅がある。

4 河川•緑地などの現況
－十勝川河川敷地には十勝川温泉アクアパークが整備されており，サイクリングロード，多目的広場，パークゴルフ場があるほか，隣接する十勝川水系河川緑地には白鳥が飛来する通称「白鳥護岸」がある。また，十勝エコロジーパークにも通じている。

## 第4節 交通

1 道路状況
－広域幹線として主要道道帯広浦幌線が地域の中央を東西に横断しているほか，地域北部には

- 般道道十勝川温泉帯広自転車道が木野市街や帯広市へ向け延びている。
- 音更市街から温泉市街を経由して幕別町内の国道 38 号に至る町道がある。この道路は，と かち帯広空港へのルートにもなっている。
－主要道道帯広浦幌線の一部と町道温泉市街第 12 号は，帯広圈都市計画の主要幹線道路であ る圏域環状道路として位置付けされている。

2 公共交通機関
－音更町内には鉄道がないため，公共交通機関としてはバスが唯一のものである。
路線バスは帯広市内に向から 1 路線が運行されており，バス停は「十勝川温泉 13 号」から起終点である「エコロジーパーク」に至るまでに 8 ヶ所ある。

また，札幌市内又は新千歳空港へ向から長距離バスが運行されており，ガーデンスパ十勝川温泉にあるバス停が発着場となっている。
－地域内の主要ホテルには路線バスのバス停があるほか，観光バスの駐車スペースが確保され ている。
－タクシーの営業所や配車場はない。

## 第 5 節 課題

## 1 観光地形成上の課題

－十勝川温泉の市街地は，木野市街より約 10 km 離れており，音更川や十勝川により音更町内 はもとより他市町の市街地からも分断された場所にある。そのため，将来的にほかの市街地と連担し一体的な市街地を形成することは難しい。
－十勝川温泉の地域一帯は，温泉資源の保護や適正な利用推進を目的とした「北海道温泉保護対策要綱」にいう「保護地域」に位置付けられ，新たな泉源の開発は原則として認められてい ない。

そのため，限られた資源を有効に活用するべく，地元で温泉水の集中管理を行っている。
－従来からの入浴•宿泊のみといった単一的な通過型観光地としての十勝川温泉の発展は望め ないため，より経済波及効果の大きい滞在型観光地への転換を目指し，自然環境や温泉を活か したエコツーリズムや地域資源を活用したグリーンツーリズムなどのニューツーリズムへの対応，観光客向けアクティビティの開発推進，地域の魅力の情報の発信など，複合的な観光地 としての整備推進に取り組んでいる最中である。
そのため，温泉資源の有効な利用上必要な施設は，温泉を直接利用する施設だけでなく，温泉が目当ての観光客などを地域に長く留めさせるための施設も含める必要がある。
－十勝川温泉の市街地は平成 18 年に市街化区域に編入されたものの，編入前からの老朽施設 の建て替えや更新が余り進んでいない。
老朽施設の一部については，「都市再生整備計画（十勝川温泉地区）」に基づく「十勝川温泉中心市街地再生事業」により，施設撤去を行うと同時に，その跡地にはガーデンスパ十勝川温泉，駐車場，公園•広場などが整備された。
ただ，市街地の殆どは土地利用済みであり，新たな定住人口の受け皿となる新規住宅地や観光産業従事者の従業員嶚や託児所といった生活利便施設が立地できる空地は限られている。こ のため，雇用確保の面では不利に働き，職住近接による定住人口の増加や地域の発展を拒んで いる一因となっている。
－市街地周辺は市街化調整区域となっており，建築できる施設や建物が制限されている。
また，道路が少ないことから，建築基準法の接道要件を満たし建築物の建築が可能な土地が限られている。ただし，開発が抑制されていることが，自然環境や農村景観を維持するらえで は有利に働いている。
従って，市街地周辺の市街化調整区域については，無秩序な市街化の抑制を維持したうえで，観光需要や観光産業再生に対応可能な施設の立地を認めるための手立てが必要である。

2 法的規制上の課題
－十勝川温泉は帯広圈都市計画区域に含まれるとともに，市街地は市街化区域に，市街地周辺 は市街化調整区域に区分されている。
－市街化区域内の用地地域は商業地域及び第一種住居地域が指定されているが，市街化調整区域においては，都市計画法で許容されている用途の建築物しか建築することはできず土地利用 に制限がある。
また，当地において都市計画法第34条第2号を適用する基準が明確でないことから，観光産業施設の整備が進まず，また，多様化する観光ニーズに対応し切れない。
－温泉周辺は農業振興地域に指定されており，農地の大部分は農業以外の土地利用が制限され る農用地となっている。
－オサルシナイ丘陵の大部分は，北海道が策定している地域森林計画の対象となっている民有林で，森林以外の土地利用が制限されている。

## 第6節 各種関連計画

1 上位計画
十勝川温泉に関わる上位計画には次のものがある。
（1）帯広圏都市計画区域の整備開発及び保全の方針
秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針について，「市街化調整区域は基本的に市街化 を抑制する。ただし，農業の多面的な機能の活用や多様なライフスタイルへの対応などにおい てグリーンツーリズムや優良田園住宅などの新たなニーズについては，農業と都市計画との調和や関係法令などとの調和を図り，適切に対応する」とされている。

また，「十勝川温泉周辺地区の観光区域については，地区特性を生かした観光地の形成を進 めるため，必要に応じて都市基盤整備を図る」とされている。
（2）第五期音更町総合計画
当計画は，平成 23 年 3 月に策定され，目標年度を 10 年後の平成 32 年度としているが，中間年における社会情勢の変化に対応するため，平成28年3月に一部見直しが行われた。
ア 本町の基本構想と十勝川温泉との関連について
まちづくりの将来像を「豊かな大地に広がる笑顔 今も未来も住み続けたいまち おとふ
け」とし，その実現のためのまちづくりの目標として，「元気あふれる産業のまち」，「住 み良さと自然が共生するまち」，「心豊かな人を育むまち」，「いつまでも健やかに，安心 して暮らせるまち」，「町民の力で動く，協働のまち」の5つの基本目標がある。
－土地利用の基本方針の中では，「十勝川温泉地域については，観光拠点としての魅力を高めながら，市街地としての機能を強化していきます」と記述されている。
－前述の基本目標のらち，「元気あふれる産業のまち」の中で，商工業•観光の振興に十勝川温泉の活性化が位置付けられており，「知名度の向上や地域イメージづくり，音更な らではの魅力あるもてなしやサービス，特産品などを提供し，観光客が長期滞在しても楽 しめる環境づくりを促進します」とされている。
－十勝川温泉に関わる重点施策は，「産業の振興と雇用の場が広がるまちづくり」の観光分野における施策「音更の魅力の活用，PR」で，「より魅力ある観光地づくりを進める ため，環境整備，食，企画などに積極的に地域資源を活用します」と述べられているとと もに，「環境への負荷が少ないまちづくり」の観光分野における施策「交流人口の増加に向けた観光振興事業の推進」で，「『モール温泉』を有効に活用するため，集中管理体制 の強化や新エネルギーの導入，低炭素化社会への取り組みを進めます」と述べられている。
－国による「長期ビジョン」及び「創業戦略」の策定を受け，本町においても「人口ビジョ ン」及び「音更まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しており，町総合計画にも記載 されているが，総合戦略の施策のひとつである「音更の魅力で人を呼び込む，呼び戻す【移住•定住の促進，交流の拡大】」の項目として「観光による交流人口の拡大」があり，「国際化，広域化に対応した観光客受け入れ環境整備とサービス・企画などの充実」や「モー ル温泉など，本町の魅力発信に努めます」と述べられている。
ィ「元気あふれる産業のまち」実現のための施策と十勝川温泉との関連について
－「モール温泉」を資源とする観光産業は農業と並んで本町の重要な産業で，今後も多く の経済効果が期待されている。
－「商工業，観光の振興」に係る現状と課題として，経済波及効果の大きい宿泊客の減少 による観光投資財源の確保難，訪日外国人観光客の誘客事業の必要性，旅行形態変化によ る顧客ニーズに見合った地域性のある観光素材の開発，地域資源などを活かした魅力ある滞在型観光素材の発掘や開発，地元客を含めたリピーター（ファン）づくり，新たな顧客 の拡大の必要性などが述べられている。
－目指す方向として，関係団体との連携し，観光客誘致による交流人口増加，北海道遺産 である「モール温泉」や十勝川温泉の知名度向上，「また来たくなる温泉」「滞在したく なる温泉」「住みたくなる温泉」への地域イメージづくり，道外客や外国人客の誘致，花 と緑を活かした温泉街の景観づくり，フットパス（牧場や森林，田園地帯などの風景を楽 しみながら歩くことができる，歩行者専用道）などを活かしたにぎわいのある温泉街づく り，地域資源活用や新たな視点で時代のニーズに即応できる人材育成などが揭げられてい る。
－施策のひとつ「交流人口の増加に向けた観光振興事業の推進」については，モール温泉 の有効活用のための集中管理体制強化や新エネルギー導入や低炭素社会への取組を進め るほか，国際化などに対応した観光客受入環境整備とサービス・企画などの充実，滞在型観光化促進のための傘下•体験型観光メニューの充実を図るとされている。

また，もうひとつの施策「音更の魅力の活用，PR」については，環境整備や職，企画 などへの積極的な地域資源活用，地域資源活用による土産•特産品ニーズの把握，商品開発支援，「音更メロディライン」沿道の景観や食，地域資源との融合による新たな魅力発信を進めるとされている。
－「連携による産業の振興」の目指す方向として，観光も含めた農商工観連携などの積極的推進が掲げられている。

その施策の中では，「農業と観光の異業種連携強化による新たな観光素材の発掘や地域 ブランド確立に向けた商品化」などが掲げられている。
（3）音更町都市計画マスタープラン
当計画は，平成 15 年 3 月に策定され，目標年度を 20 年後の平成 32 年度としているが，中間年における時点修正を基本に，平成26年1月に一部見直しが行われた。
ア 当計画と十勝川温泉との関連について
当計画における「まちづくりのテーマ」を，「人と自然のハーモニーが聞こえるまち お とふけ」と，サブテーマを「生き生き・のびのび・WAKUWAKU」とし，テーマを実現 するため，「＜自然との共生〉まちの財産である自然環境を守る」，「＜都市機能の強化〉便利で機能的なまちを目指す」，「＜生活基盤の充実＞いつまでも安全で快適に過ごせる定住環境の創造」，「＜＜観光交流の促進＞十勝川温泉市街地の魅力向上と地域資源の活用」，
「＜産業振興＞地場資源•交通利便性を活かした産業の創造」の5本の柱が掲げられている。 ィ 将来都市構造について

市街化区域については既存市街地を中心とした合理的な土地利用を促進するとともに，市街化調整区域では優良な農用地や豊かな樹林の保全を行い，農業の発展や自然環境への配慮，田園景観の確保•創出を図るとしている。
ウ「都市計画の方針」について
土地利用方針に係る基本的な考え方について，「十勝川温泉地区においては，観光地とし ての整備を進める」とされ，商業系土地利用において「観光業務地区」に位置付けられてい る。

この「観光業務地区」については，「道東を代表する温泉観光拠点として機能強化を図る必要があります。今後は，合理的な土地利用推進のために必要な一定規模以上の観光資源周辺を中心に，『平原の湯の里』などの地区特性を生かして観光地としての整備を進める一方，町民の利便性や生活基盤を維持•向上させていくとともに，市街地中心部の再整備による都市環境の悪化抑制と活力ある温泉街づくり，自然環境の活用や観光産業従事者の職住近接，新たな居住者層の需要など，観光業務を核とした総合的な視野での市街地のあり方について，地域との連携のもと検討を進めていきます」としている。

また，市街化区域以外の区域については，「自然環境の保全，優良な農用地の確保，効率的•効果的な都市整備などの観点から原則として都市的土地利用の抑制を図っていきます」 としつつも，「良好な自然的環境との共生が図られ，地域の産業•魅力を活用した土地利用 などについては，農業との調整を図りながら今後検討を進めていきます」とされている。

都市環境形成方針に係る緑の形成方針のうち，核となる公園の位置付けについて，十勝川温泉地区については十勝が丘公園及びエコロジーパークが掲げられている。

十勝が丘公園については，「イベントの開催ほか，総合的な利用に供する公園として活用 していくとともに，十勝川温泉を訪れた観光客のための観光スポットとして，フットパスや サイクリングロードとの連携にも配慮した魅力付けを行っていきます」とされており，エコ ロジーパークについては，「温泉市街地の魅力のひとつと捉え，十勝川河畔の水辺空間と一体となった，自然にふれあい自然を学ぶ場所として，積極的な活用を行っていきます」とさ れている。

その他都市施設などの整備方針の「河川」のうち，十勝川水系河川緑地については，「整備，維持管理に努め，うるおいのある水辺空間づくりを目指します」とされている。
エ 地区別構想について
当計画の地区別構想において，十勝川温泉市街地とその周辺は「十勝川温泉地区」として いる。

当地区の都市づくりの課題として，「温泉街が活気に乏しい」，「温泉地区の人口が減少 している」などと指摘されている。

当地区におけるまちづくりのテーマを「大自然「とかち」のあったか工房」とし，まちづ くりの基本方針に「自然資源の保全，有効活用」，「快適な生活を支える基盤づくり」，「特色があり，活気のある温泉街の創出」を掲げている。
（ア）自然資源の保全，有効活用
温泉，緑，十勝川，景観等の誇れるべき自然環境を保全，自然とふれあうことができ る場の整備など，恵まれた環境の有効活用を図るとともに，公園や川を結ぶ自然ネット ワークを構築し，「緑をテーマ」に回遊できる環境づくりを進めるとしている。
（イ）快適な生活を支える基盤づくり
地域活性化や魅力ある市街地形成に向け，町民の利便性や生活基盤の維持•向上に努 めるとともに，都市環境の悪化抑制に向けた基盤整備を推進するほか，沿道においては空地の有効活用や花木の植樹などによる景観整備を推進するとしている。
（ウ）特色があり，活気あふれる温泉街の創出
温泉街の特色を強くし魅力を高めていくため，広さ・便利さ・新しさを感じるゆとり ある空間づくりを進めるとともに，地区全体に統一感をもたせた景観の向上を図るとと もに，公園，十勝川温泉•十勝川を結ぶ散策ルートや散策スポットの位置付けを行らほ か，温泉街の魅力を幅広い客層に知ってもらうために，「美人の湯」や「平原の湯の里」 などのキャッチフレーズによる P R を積極的に推進して集客を図るとともに，イベント の活用や物産の充実，文化の発信などにより，観光客のリピーターが増えるような工夫 をするとしている。
（4）音更町緑の基本計画
当計画は，平成 13 年 3 月に策定され，目標年度を 25 年後の平成 37 年度としているが，中間年における時点修正を基本に，平成 26 年 1 月に一部見直しが行われた。

当計画での音更がめざす緑の姿（緑の将来像）の目標を，「緑のシンフォニータウンおと ふけ」とし，緑の将来像を実現するための基本方針として，「育む緑」，「まとまりのある緑」，「つなぐ緑」，「目にする緑」を掲げている。

ア 当計画と十勝川温泉との関連について
緑地の配置方針において「環境保全系統の緑」，「レクリエーション系統の緑」，「防災系統の緑」の方針を記述しているが，その中でオサルシナイ丘陵や十勝が丘公園，十勝エコ ロジーパークについて触れられている。
イ 環境保全系統の緑
オサルシナイ丘陵の樹林地については，野生生物の移動空間や生息空間として，また，町 の産業基盤を守る重要な緑として，現存する良好な樹林地の保全と再生•復元に努めるとし ている。

また，多様な緑の連続化による緑の骨格とビオトープネットワークの形成のほか，都市生活環境の向上のため，オサルシナイ丘陵が隣接する十勝が丘公園で，都市空間から自然空間 へ移行する植生の創出を行うとともに，十勝エコロジーパークについては，町民生活にうる おいをもたらす豊かな十勝の自然環境を学び，体験できる場として活用を図るとしている。 ウ レクリエーション系統の緑

十勝が丘公園については，町外からの利用者にも対応したイベント開催など，積極的な活用を図ることとされている。

十勝エコロジーパークについては，一年を通じて自然とふれあい学ぶことができるレクリ エーション活動の拠点として活用を図るとしている。

また，十勝川河川緑地内にある「十勝川温泉アクアパーク」については，多様なレクリエー ション活動に対応する緑地として位置付けられるとともに，自然環境の保全や復元，再生を図ることにより，身近な自然体験や観察の場，親水空間として整備を進めるとしている。 エ 防災系統の緑

十勝が丘公園は総合公園であるが，広大な空間を活かして被災後の復旧•救援活動拠点な どとなることが想定される都市基幹公園のひとつ。都市基幹公園については，防災拠点とし ての整備も検討するとしている。

2 そのほかの計画•構想 そのほか，十勝川温泉に関わる計画又は構想には次のものがある。
（1）十勝川温泉地域グランドデザイン（十勝川温泉活性化委員会）
十勝川温泉地域主導のもと，平成 24 年 3 月に十勝川温泉街活性化案としてまとめられた報告書で，地域の現状調查や課題把握を行らとともに，エリア別の活性化策や優先的に取り組み対応すべき項目の検討結果を取りまとめたもの。

目指すべき目標として「やっぱり緑で囲まれた豊かな温泉街 そしてまとまりのある賑やか な温泉街 なんといってもランドスケープが魅力的な温泉街」とし，具体的な取り組みとして，「エネルギー拠点，エコヴィレッジ，観光施設で町の中心を活性化します」，「温泉を活用し た農業施設，飲食施設」，「温泉街の顔 ウェルカムガーデン」，「固定したモール市場から移動式のモール市場へ」，「雄大な景観を快適に楽しむ施設の充実」，「ハナック」（十勝が丘公園），「パークゴルフ場」（十勝川温泉アクアパーク）や「十勝らしい交通手段」に関す る提言などが掲げられている。

この中で，市街地周辺エリア（市街化調整区域）における施設整備に関する項目は以下のと おりである。
ア 温泉を活用した農業施設，飲食施設
「はにゅうの宿」（十勝が丘公園の北隣にあった宿泊施設。当初は「十勝川温泉サイクリ ングターミナル」及び「十勝婦人会館）として建築され，その後に「はにゅらの宿」として営業していたもの）の跡地利用策として，「環境を生かし，温泉施設を利用した農業施設（温泉マンゴー等）や新規レストラン展開が望ましい」との提言がなされている。

イ 温泉街の顔 ウェルカムガーデン
十勝中央大橋へ向から町道と主要道道帯広浦幌線の交差点付近は「十勝川温泉街の入口」 となる場所であるが，そこにあった十勝川温泉消防会館が移転したことから，跡地利用策と して，「温泉街入口一体をウェルカムガーデンと駐車場の整備が望ましい」との提言がなさ れている。
ウ 雄大な景観を快適に楽しむ施設の充実
「十勝川や十勝平野，日高山脈が望むことができ，温泉街の大事な観光資源である」施設 について，バス回しや駐車スペースの拡充などの提言がなされている。
エ ハナック
音更町のシンボルパークで十勝川温泉の観光資源のひとつであることから，その維持や管理について言及がなされている。
（2）社会資本総合整備計画 十勝川温泉地区都市再生整備計画（音更町）
主として十勝川温泉市街地（市街化区域）において実施された都市再生整備計画事業（事業名「十勝川温泉中心市街地再生事業」，計画期間：平成25年度～平成29年度）の整備計画 であり，これによる官民一体型事業として倒産ホテル撤去のほか，十勝川温泉ガーデンスパや駐車場，公園•広場などの整備が実施されている。

当計画では，「観光資源を活かした賑わいと活力のある十勝川温泉市街地の都市環境を官民一体で形成する」ことを目標とし，「歩いて楽しめる回遊性の高い温泉街の形成を図る」，「地域住民と観光客の交流を促進し，賑わいのある観光拠点の創出」，「観光客や地域住民など誰 でもが繰り返し訪れたくなる魅力ある緑と調和した温泉街づくりをはかる」ことを整備方針と している。

当計画において，都市再生整備計画区域として市街地とその周辺の約 170 haを設定してお り，市街地以外のエリアについてはウェルカム広場整備や既存のフットパス利活用により目標達成を目指す計画である。
（3）音更町地域新エネルギービジョン（音更町）
2006年（平成18年）2月に策定された指針であり，当時から顕在化していた地球環境問題（酸性雨，オゾン層破壊，熱帯雨林減少，海洋汚染，砂漠化，温暖化など）に対応するた めの国際的な取組（京都議定書発効）や国のエネルギー施策を背景とし，本町においても地域 エネルギー資源を活用し，エネルギーを再生産しようとする取組に関わるものである。
本町における地域エネルギーとしては，農畜産系バイオマスエネルギー（麦稈，農産物加工残椬物，家畜ふん尿）や森林系バイオマスエネルギー（間伐材），自然エネルギー（太陽熱，風力，氷雪），廃棄物系エネルギー（廃湯熱，植物残椬）が挙げられているが，十勝川温泉に おいては，温度差エネルギー（温泉熱）と氷雪エネルギーの併用による「エネルギーネットワー ク形成プロジェクト」が提案されている。
プロジェクトの内容は，十勝川温泉地区内で氷雪熱•温度差エネルギーなどを活用し，地区内の施設へ新エネルギーを供給しようとするもので，「観光と食（農業），そしてエネルギー の連携」をテーマとし，「エネルギーネットワーク形成事業」，「温泉と雪の体験交流支援事業」，「観光と農業の連携創出事業」「環境共生型観光モデル地区形成事業」からなっている。 アエネルギーネットワーク形成事業

温泉熱•雪•太陽光など自然エネルギーを活用した地域冷暖房施設エネルギーセンターの整備の検討。
イ 温泉と雪の体験交流支援事業
温泉や雪を体験しながら，地域資源を通じて十勝川温泉の歴史•風土•文化•温泉効能な

どを学ぶことができる交流事業の展開や，温泉熱やバイオマスといった本町の地域エネル ギー資源を活用し生産された農産物や加工食品で観光客へのもてなしを提供する取組。 ウ 観光と農業の連携創出事業

温泉熱を利用した温室ハウスによる野菜の栽培や，その野菜を観光客へ提供する仕組みづ くり。
工 環境共生型観光モデル地区形成事業
十勝川温泉地区を，新エネルギーや関連施策との連動により環境負荷を抑制した環境共生型観光拠点とする基盤づくり。

